

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「人と自然が躍動する環境創造都市 北杜市」生活環境向上計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北杜市

3. 地域再生計画の区域

北杜市の区域の一部（旧北杜市の区域）

4. 地域再生計画の目標

本市は、北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれ、日本名水百選にも選ばれた尾白川など清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で一番長い日照時間、歴史的な街並みや滞在型温泉地など、豊かな資源に恵まれたまちである。平成16年11月1日、7町村が合併して誕生した総面積569.75km²と、山梨県下最大の面積の市で、この中には恵まれた自然環境の下、観光を主体に発展した地域や、古くから稲作を中心として発展した地域があり、行政人口も平成7年の41,621人に対し、平成17年3月1日現在44,116人と順調に伸び続けている。

これまで旧町村では、農業振興や観光振興に力を入れると共に、良好な居住空間の形成促進を図るためのハード整備を展開し、その一環として昭和58年から汚水処理施設の整備を実施してきた。こうして、平成15年度末現在の生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）は約88%までに達したが、施設の未整備地域では、地下水・農業用水路の水質汚濁が懸念されており、その改善が望まれている。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、公共用水域への排出負荷を削減することにより、生活環境の向上および尾白川など清らかな河川の保全を図る。そして、日本一の生息密度・生息数を誇る国蝶オオムラサキの生息地など、貴重な観光資源でもある自然環境の保全につなげ、生態系の保護や環境に配慮した美しい景観を形成するためのまちづくりを進め、観光客のさらなる誘致を目指す。

【数値目標】

汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を88%から90%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

日本でも有数の名水地である本市の清らかな河川や、良質米を生産するための肥沃な土壌などの自然環境の保全、生活環境の向上を推進するため、汚水処理施設（公共下水道及び浄化槽）の整備を進めていくものである。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

大泉処理区 平成7年10月に事業認可

須玉第1処理区 平成9年3月に事業認可

須玉第3処理区 平成16年11月に事業認可

[事業主体]

・いずれも北杜市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

・公共下水道 北杜市大泉町JR大泉駅以南・以北（JR大泉駅以北は平成18年度に変更認可予定）及び北杜市須玉町東小尾地区、江草地区、若神子地区、小倉地区

・浄化槽 旧北杜市内（下水道計画・農業集落排水区域を除く）

[事業期間]

・公共下水道 平成17年度～平成21年度

・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

・公共下水道 処理場 1箇所
管渠 75～200 L = 20km

・浄化槽（個人設置型） 750基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

・公共下水道 大泉処理区で、300人

須玉第1処理区で、200人

須玉第3処理区で、150人

・浄化槽 旧北杜市の区域で、1,000人

[事業費]

公共下水道 事業費 2,280,000千円

（うち、交付金 1,165,000千円）

単独事業費 280,000千円

浄化槽（個人設置型）	事業費	283,233千円
		（うち、交付金 94,411千円）
合 計	事業費	2,563,233千円
		（うち、交付金 1,259,411千円）
	単独事業費	280,000千円

5 - 3 その他の事業

関連事業

自然と暮らしが調和するまちづくり

自然環境は、本市最大の資源である。これを守り、育むため生態系の保護や再生利用、再利用、減量の仕組みを地域内に徹底し、地域内において循環する循環型社会の構築等美しい景観を形成するためのまちづくりを進める。

そのためには、市民の理解や意識を高めるとともに、環境と共生する仕組みづくりを進めていく。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を北杜市下水道事業審議会において把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるよう提言する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「山梨県生活排水処理施設整備構想」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。

地域再生計画 添付書類

- 1 . 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
- 2 . 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
- 3 . 污水处理施設の整備区域図
- 4 . 地域再生計画の全体像を示すイメージ図